

## 水道水の濁り・赤水・鉄さび粉について

日頃は水道をご利用いただき、ありがとうございます。

水道をお使いいただく中で、しばしば水道水の中に錆が混入し、赤水となったり、鉄さびの粉が浴槽の底に砂粒状または泥状になって溜まったりする現象が起きます。

◇原因として、以下の3点があります

- ① 水道管（配水管）の材質に鑄鉄管が多く使われており、時間の経過とともに錆が剥離し水に混じるもの

⇒ 一般的には、沿線の多くのお客様に同時に発生します。

舞鶴市では昭和 59 年以後は内面が錆びにくい材質の水道管を採用していますが、配水管総延長約 480 kmのうちまだ約 24%に錆を発生しやすい材質管路が残っています（H26 末）。ここで発生する錆が舞鶴市の配水管全体に影響を及ぼしています。

全国的にどこの水道事業者でも大きな課題とされているところであり、現状では完全に錆粉を除去することは困難な状況です。

- ② お客様所有の給水管（道路敷～建物内）の一部に古い鋼管が残っており、錆を発生させるもの

⇒ 周辺とは無関係に、1 件だけの現象になります。朝の使い始めや、夕方のお風呂の湯張りなど多量使用時に濁りが出やすくなります。

- ③ お客様の給湯設備に鋼製部品が使われており、錆を発生させるもの

⇒ ②と同様、1 件だけの現象になります。ただし浴室などで「給湯を使うと錆が出る」という特徴があります

◇対策は以下のとおりとなります

- ①の1 一時的な濁りの発生なら、お風呂や洗面所などの蛇口でしばらく出しているだけで、解消する場合があります。水道部までご報告いただければ、排水していただいた時間に応じて、料金を差し引かせていただきます（通常、1 時間当たり 1 m<sup>3</sup>となります）。

- ①の2 濁りが強く一時的な排水では解消できない場合には、メーターを外して、集中的な排水をさせていただきます。
- ①の3 配水管全体に濁りが発生する状況のときには、配水管に設置された排水装置や消火栓などを使って、洗管作業を実施します。  
事業所や営業などに差支える場合には、あらかじめ日時をお知らせして、夜間などに「計画洗管作業」を実施します。
- ② 建物内の配管が原因の場合は、使い始めにいったん勢いよく水を出し、濁りを落ち着かせてからお使いいただくようにしてください。抜本的には、給水管の入れ替えをしていただく必要があります。
- ③ 給湯設備が原因の濁りの場合には、「お湯を出すと濁る、しかし水だけなら濁らない」ということになります。いつも浴槽で異状があるという場合には、湯か水か、どちらで発生しているかを観察する必要があります。

---

申し訳ありませんが、濁りが発生したとき、またはお気づきになったときには、水道部までご一報ください。

軽度の濁りの場合にはしばらく水を流していただき、きれいになってからご使用いただくこととなりますが、強い濁り、あるいは頻繁に濁りが発生する場合には、ただちに対策を実施します。

なお、赤水・濁りの原因である鉄錆は人体にとって必須金属であり、吸収率が低く体外に排出されますので、少量の赤水を飲用しても健康には影響が無いとされております。ただし多量または高濃度の赤水を飲用した場合は、おう吐や下痢をもよおすことがありますので、特に乳幼児には注意が必要です。

応急措置としては、蛇口にガーゼやフィルターを付けることが有効です。

お問い合わせ先

舞鶴市水道部水道建設課管理係

電 話：66-2545      ファクシミリ：64-6488

メール：[suido-kensetsu@post.city.maizuru.kyoto.jp](mailto:suido-kensetsu@post.city.maizuru.kyoto.jp)